

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

町屋新田特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

加須市大字町屋新田地内において、一級河川手子堀川と主要地方道加須・北川辺線との交点を起点とし、同地点から同川に沿って西に進み、加須市道三千二百九十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道三千三百四十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市道三千三百四十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市道三千三百二号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、一級河川中川との交点に至り、同川を横断し、加須市道三千三百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一級河川新槐堀川との交点に至り、同川を横断し、県道羽生・栗橋線との交点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、加須市道三千七百七十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、加須市道三千五百五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、主要地方道加須・北川辺線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、一級河川手子堀川と加須市道三千三百九十号線との交点を起点とし、同地点から同川に沿って東に進み、主要地方道加須・北川辺線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、加須市道四千四百二十一号線に入り、午の堀橋から午の堀川に沿って西に進み、加須市道三千三百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積二百十五・七ヘクタール）

### 三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器